

## (イメージ案)

鳥環審査第290●号

平成29年7月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

鳥取県環境影響評価審査会長 佐野 淳之

(仮称) 鳥取市青谷町風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に係る審議結果について (報告)

平成29年5月30日付けで提出のあった(仮称)鳥取市青谷町風力発電事業の計画段階環境配慮書について審議した結果、下記のとおり知事意見として述べるべき事項についての所見を得ましたので報告します。

## 記

## 【総括的事項】

| 番号 | 意見概要   | 意見の理由等   |
|----|--|--|
| 1  | 事業計画の検討にあたり、配慮段階において収集した情報や得られた環境保全の見地からの意見等を適切に計画に反映させること。                                      | 配慮書手続の趣旨の再確認。  |
| 2  | 事業計画の検討にあたり、各環境要素への影響を可能な限り回避・低減するような事業計画となるよう最大限努力すること。   | 各環境要素に対し、十分な配慮と最大限の努力が必要。  |
| 3  | 事業の位置・規模等の検討経過等を、方法書への適切に記載すること。   | 方法書以降の手続において、配慮書に対する意見等への対応状況を確認するため。  |
| 4  | 周辺の地域住民、土地所有者、事業者等の関係者に対して、積極的な情報提供をすること。  | 本事業地周辺には住居及び、学校、福祉施設、又は農地等が多数存在するため、関係者に対する十分な配慮が必要。また、住民等とのコミュニケーションの重要性に言及。          |
| 5  | 地域住民からの意見や要望に対して、十分な説明や誠意ある対応をすること。  |  |
| 6  | 事業実施に係る各環境要素の調査・予測の手法及び評価の指標等について十分に検討し、適切に設定するとともに、その設定根拠等について方法書に詳細に記載すること。                    | 適切な調査・予測の手法及び評価の指標の選定について言及。   |
| 7  | A地区-B地区に挟まれる地域では、それぞれに建設される風車による複合的な影響を受けるおそれがあるため、各環境要素について、複合的な影響の可能性を踏まえて、適切に調査・予測・評価を実施すること。 | 事業実施想定区域であるA地区-B地区に挟まれる地域においては、双方に風車が建設された場合に、複合的な影響を受けるおそれがあり、適切に調査・予測・評価が実施される必要がある。 |

|   |  |  |
|---|--|--|
| 8 | 今後の事業計画の検討の過程で、重大な環境影響が確認された場合は、事業規模、基数の縮小を含めて計画の見直しを検討すること。 | 現時点で明らかでない環境影響が確認された場合の対応の選択肢として、事業規模の縮小も検討の対象とする事が必要。 |
|---|--|--|

**【騒音及び超低周波音】**

| 番号 | 意見概要  | 意見の理由等  |
|----|---|---|
| 9  | 事業計画の検討に当たり、住居等との十分な距離の確保や、低騒音型の機種を選定などにより、可能な限り影響を回避・低減すること。また、A地区-B地区に挟まれる地域においては、複合的な影響も踏まえた、適切な調査・予測・評価を実施すること。 | 事業実施想定区域周辺には住居が多数存在するため、風車の稼働による騒音・超低周波音による影響が懸念される。                        |
| 10 | 事業実施区域の周辺には、「残したい日本の音風景100選」として「因州和紙の紙すき」が選ばれており、このような地域の音環境の存在も考慮して評価の指標を検討すること。                                   | 環境省の示す「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」において、「残したい日本の音風景100選」は地域において保存すべき音環境として例示されている。 |

**【水環境】**

| 番号 | 意見概要  | 意見の理由等                                       |
|----|---|--|
| 11 | 周辺の水源として利用されている河川・地下水、また、水生生物の群落となっている湧水池等について、適切に調査・予測・評価を実施したうえで、可能な限り影響を回避・低減するような事業計画とすること。 | 水道の水源等に影響が生じないよう、また水生生物の群落地が適切に保全されるよう配慮が必要。 |

**【地形・地質、風車の影】**

| 番号 | 意見概要  | 意見の理由等  |
|----|---|---|
| 12 | 事業実施想定区域の全域は山陰海岸ユネスコ世界ジオパークに認定されているエリアであることから、重要な地形及び地質について影響を受けるおそれがある環境要素として選定すること。                                     | 配慮書において、重要な地形・地質は確認されておらず、配慮事項に選定しないこととされている。                   |
| 13 | 風力発電機が住居等よりも標高が高い位置に建設された場合、風車の影の影響範囲がより遠距離まで及ぶおそれがあるため、今後の事業計画の検討においては、この点も踏まえて、周辺の住居等との十分な距離の確保などにより、可能な限り影響を回避・低減すること。 | 風車は尾根等高い位置に建設される可能性があり、その場合、風車の影は、配慮書に記載された想定より影響範囲が広いことが懸念される。 |

【動物・植物・生態系】

| 番号 | 意見概要   | 意見の理由等   |
|----|--|--|
| 14 | 事業実施想定区域内には、自然植生のスダジイ群落が存在し、付近には猛禽類の生息情報も得られている。加えて「動植物相の情報が少ない地域」とする専門家からのヒアリング内容を踏まえると、現状の予測評価には一定の不確実性がうかがえる。また、事業の影響は事業実施区域の周辺にも及ぶことなども踏まえて、動物・植物・生態系への影響評価を行うに十分な調査範囲、調査時期等を考慮して環境影響評価を実施し、事業計画を検討すること。 | 事業の実施による直接改変により影響を受ける可能性があるほか、影響はその周辺まで及ぶと考えられる。また、「動植物相の情報が少ない地域」とする専門家からのヒアリング内容を踏まえると、現状の予測評価には一定の不確実性がうかがえる。 |

【景観、人と自然との触れ合い活動の場】

| 番号 | 意見概要  | 意見の理由等  |
|----|---|---|
| 15 | 主要な眺望景観からのみでなく、民家が集積している地区や住民が日常的に利用する主要な場所・施設等からの景観について予測・評価を実施すること。<br>また、日中のみでなく夜間における景観についても予測・評価を実施すること。 | 主要な眺望点からの景観のみが選定されている。また、夜間の景観については言及されていない。        |
| 16 | 風力発電機の視認の可能性がある眺望点には山陰海岸ユネスコ世界ジオパーク認定の際にジオサイトとして評価された地点もあるため、この点を踏まえて調査・予測・評価を実施すること。                         | 特に鹿野城跡公園とその城下町は、ジオパークのエリア拡大が認められた際のジオサイトとして評価されている。 |
| 17 | 鳥取市は、市域全体を景観計画地域の対象とし、景観作りの基準を策定しているため、事業計画の検討において、関係機関と協議及び調整を行うこと。  | 鳥取市の景観計画、景観作りの基準について言及。                             |

【その他】

| 番号 | 意見概要  | 意見の理由等  |
|----|---|---|
| 18 | 事業実施想定区域周辺には国指定の史跡「青谷上寺地遺跡」の他、多数の文化財が存在しており、また想定区域内においても周知の埋蔵文化財包蔵地が存在するほか、未知の埋蔵文化財が存在する可能性があるため、あらかじめ関係機関と協議及び調整を行うこと。 | 想定区域内においても周知の埋蔵文化財包蔵地が存在する。また未知の埋蔵文化財が存在する可能性がある。 |
| 19 | 事業実施想定区域内には水源かん養保安林及び土砂崩壊防備保安林、砂防指定地、周知の埋蔵文化財包蔵地、が内在している。風力発電事業との併存に困難があると見込まれるエリアを事業地として選定しないなど、適切な対応をとること。            | 保安林や砂防指定地、埋蔵文化財包蔵地等は改変されるべきでないエリアと見込む。            |